

保護者の皆様へ

高崎市長 富岡賢治
(担当：福祉部保育課)

保育所、認定こども園への登園自粛について

新型コロナウイルス感染症については、一部の地域において急激な感染拡大がみられており、7日夜にも国による緊急事態宣言の発令がある見込みです。

このような状況を受け、本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、市内のすべての認可保育所及び認定こども園に在籍するお子さんについて、やむを得ない場合を除き、令和2年4月8日から令和2年5月6日までの間、できる限り登園を自粛していただきますようお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、お子さんの健康を最優先とした本件要請の趣旨をご理解いただき、なにとぞご協力くださいますようお願いいたします。

1 登園自粛を要請する期間

令和2年4月8日（水）から令和2年5月6日（水）まで

2 登園自粛の考え方

原則として、登園自粛を要請する期間中は、できる限り登園をお控えください。

ただし、保護者の方の職務上の都合等によりやむを得ない場合は、希望保育の形態によりお預かりすることが可能ですので、お子さんが在籍する施設にご確認ください。

3 登園自粛を要請する期間中の保育料

登園自粛にご協力いただき欠席された日の分の保育料については、ご負担いただきません（日割りで計算し、多くお支払いいただいているときは、後日、還付や翌月以降の保育料への充当などを行います。）。

【担当】保育課保育担当

TEL：027-321-1246（直通）

FAX：027-324-1849